

○内閣府令第 号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十七条第一項及び第二十条第二項の規定に基づき、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(投資信託約款の重大な内容の変更)</p> <p>第二十九条 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第二項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるもの(投資信託財産の純資産総額が一定の金額を下回つた場合において投資信託委託会社が投資信託契約の解約を行うことができる旨が当該投資信託約款にあらかじめ定められている場合であつて、第四十三条第三号イからニまでに掲げる事項(同号イに掲げる事項にあつては、同号イに規定する金額が当該投資信託約款にあらかじめ定められている一定の金額を下回るものである場合に限る。)の全てを当該投資信託約款に定める場合を含む。)とする。</p> <p>(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者指図型投資信託の併合)</p> <p>第二十九条の二 法第十七条第一項に規定する委託者指図型投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資</p>	<p>(投資信託約款の重大な内容の変更)</p> <p>第二十九条 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第二項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。</p> <p>(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者指図型投資信託の併合)</p> <p>第二十九条の二 「同上」</p>

信託の併合とする。

一 「略」

二 当該併合の前後で当該委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと（投資信託財産の純資産総額が一定の金額を下回った場合において投資信託委託会社が投資信託契約の解約を行うことができる旨が当該併合前の投資信託約款にあらかじめ定められている場合であって、第四十三条第三号イからニまでに掲げる事項（同号イに掲げる事項にあつては、同号イに規定する金額が当該投資信託約款にあらかじめ定められている一定の金額を下回るものである場合に限る。）の全てを当該併合後の投資信託約款に定める場合を含む。）。

三 「略」

2 「略」

（投資信託契約の解約の書面による決議が不要な場合等）

第四十三条 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、

次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 一定の条件を満たした場合には投資信託契約の解約を行う旨があらかじめ投資信託約款に定められている場合（一定の条件を満たした場合には投資信託委託会社が任意に投資信託契約の解約を行うことができる旨があらかじめ投資信託約款に定められている場合を除く。）であつて、当該一定の条件を満たして行われる投

一 「同上」

二 当該併合の前後で当該委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

三 「同上」

2 「同上」

（投資信託契約の解約の届出が不要な場合等）

第四十三条 「同上」

一 「同上」

二 一定の条件を満たした場合には投資信託契約の解約を行う旨があらかじめ投資信託約款に定められている場合であつて、当該一定の条件を満たして行われる投資信託契約の解約である場合

資信託契約の解約である場合

三 次に掲げる事項の全てがあらかじめ投資信託約款に定められている場合であつて、当該事項に係る当該投資信託約款の定めに基づいて行われる投資信託契約の解約である場合

イ 投資信託財産の純資産総額が当該投資信託財産を運用方針に従つて継続的に運用するために必要な金額として投資信託委託会社が定める一定の金額を下回る状態が一定の期間継続する場合には、投資信託委託会社が任意に投資信託契約の解約を行うことができること。

ロ 投資信託委託会社がイの解約を行う場合には、受益者の保護のため必要な措置をとること。

ハ 投資信託委託会社がイの解約を行う場合には、当該解約がその効力を生ずる日の六月前までに、知れている受益者に対し、次に掲げる事項を書面その他の適切な方法により通知すること。

(1) 当該解約を行う旨

(2) 当該解約の理由

(3) ロに規定する措置の内容

ニ イに規定する場合において投資信託委託会社が投資信託契約の解約を行わない場合には、当該投資信託委託会社が知れている受益者に対し、次に掲げる事項を書面その他の適切な方法により通知すること。

(1) 当該解約を行わない理由

「号を加える。」

<p>(2) 当該投資信託財産の運用状況が改善する見込みに関する事項</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
----------------------------------------	-------------------------------

附 則

この府令は、公布の日から施行する。